

源泉徴収義務者が非居住者等から電磁的方法により提供された条約届出書等に記載すべき事項等を 税務署長に送信する場合のイメージ（ID・パスワード方式の場合）

源泉徴収義務者
(国内源泉所得の支払者)



①識別符号（ID）及び暗証符号（パスワード）を通知



非居住者等
(条約届出書等の提出者)



④電磁的方法により提供（①のID・パスワードを使用）



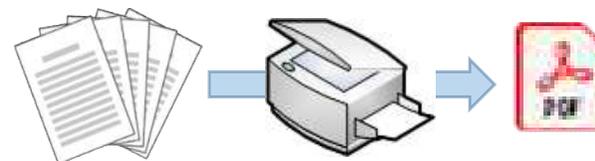
【支払者が満たすべき要件】（省令14の2①、⑨一）

- 非居住者等が行う電磁的提供を適正に受け取ることができる措置を講じていること。
- 提供した非居住者等を特定するための必要な措置を講じていること。
- 電子計算機の映像面への表示及び出力をするための必要な措置を講じていること。



条約届出書等

②届出書等に記載すべき事項を入力
③添付書類のイメージデータ化



⑤e-Taxによるイメージデータ送信(注2)



条約届出書等

税務署長



【提出者が満たすべき要件】（省令14の2①、⑨三）

- 氏名又は名称を明らかにする措置（注1）を講じていること。

- (注) 1 氏名又は名称を明らかにする措置には、上記のイメージ図で示した「源泉徴収義務者から通知された識別符号と暗証符号を用いる方法」のほか、「非居住者等が電子署名を行い、その電子署名に係る電子証明書を付す方法」又は「官公署から発行された書類等を源泉徴収義務者に提示し、条約届出書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録に記録される非居住者等の氏名、住所等がその書類等に記載されたものと同一であることについて支払者の確認を受ける方法」があります。
- 2 e-Taxによるイメージデータ送信の際は、電磁的記録に記録された情報に源泉徴収義務者が電子署名を行い、その電子署名に係る電子証明書を付して送信する必要があります。